

鹿児島市立伊敷中学校「部活動方針」

1 基本的な考え方

- 本方針は、スポーツ庁及び文化庁が策定した「ガイドライン」並びに県教育委員会が策定した「部活動の方針」及び鹿児島市教育委員会が令和2年3月に策定した「学校の部活動等の方針」を踏まえて策定した。
- 本方針は、生徒にとって望ましいスポーツ及び芸術文化等の環境を構築する観点に立つことに加え、部活動にかかる教職員の負担軽減を図ることを目指している。
- 本方針は、保護者や地域等の理解と協力を得ながら推進する。
- 本方針は、国や県、鹿児島市の動向及び取組状況の実態等に基づき、今後も充実を図っていく。
- 詳細は事柄については、別途「規程」で定める。

2 適切な運営のための体制

(1) 部活動方針等の策定

- ア 毎年度、部活動方針を策定する。また、次についてはPTAでの説明やホームページの掲載等により公表する。
 - ・ 部活動方針
 - ・ 年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）
 - ・ 活動実績
- イ 部活動顧問は、本方針に則り活動計画等を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制

- ア 生徒や教員の数、外部指導者等の活用状況など、学校の実情に即して部活動数を見直す。
- イ 部活動顧問一人だけに負担が偏らないように、外部指導者等の活用も含めた複数指導による体制とする。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 部活動の指導者は、生徒の健全な成長の観点から、休養の必要性や心身の負担等を正しく理解して指導する。

イ 部活動の指導者は、体罰及びハラスメントによらない指導を徹底する。

4 適切な休養日等

(1) 休養日

ア 学期中は、週当たり2日以上を休養日とする。

(ア) 平日少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」）は少なくとも1日以上を休養日とする。

(イ) 週末の大会等の場合は、休養日を他の日に振り返る。

イ 長期休業中の休養日は、学期中に準じる。ただし、原則、週末及び年末年始休暇は、休養日とする。

ウ 学校で定める「リフレッシュウイーク」は休養日とする。

エ 定時退校日及び学校閉庁日は原則、休養日とする。

(2) 活動時間

ア 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、週末及び休業日は3時間程度とする。

5 大会参加（参加する大会の上限）

(1) 運動部活動

中学校体育連盟及び競技団体等が主催する大会を合わせ、最大年9回程度とする。

※ 予選をへての上位大会は、1大会とする。

※ リーグ戦については、1大会とする。（複数月実施は別に定める）

(2) 文化部活動

大会等や地域の行事、催し等への参加は合わせて、最大年9回程度とする。

なお、校長が、運動部、文化部とも参加する大会等を精査する。